

# 目 次

## ○第1号（8月23日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議案第53号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第4号）につ いて	3
閉 会	11

令和 5 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

8 月 2 3 日 (水)

# 令和5年第4回榛東村議会臨時会会議録第1号

---

令和5年8月23日（水曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和5年8月23日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 議案第53号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小坂橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 会長	足達哲也君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	浅見英一	書記	新井佐智子
-------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第4回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

7番波多野佐和子議員、8番小板橋尚議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



## ◎日程第3 議案第53号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第53号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 議案第53号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

一般会計補正予算（第4号）は、第1条において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万円を追加し、総額を87億9,890万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和4年第6回臨時会において議決いただきました控訴を取り下げたことによりま

して、当事者等に対して必要経費を支払うものでございます。

議案参考資料5ページをご覧ください。

歳出予算の概要でございますが、左から3番目、補正額178万円の内訳といたしまして、表の右側説明欄、職員給与費123万6,000円、市町村職員共済組合負担金12万8,000円、遅延損害金41万6,000円、以上を計上したものでございます。

一般会計補正予算（第4号）の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番浅見隆議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 質疑をするに当たって、村は前回配付した判決文をマル秘扱いと説明いたしました。裁判は原則公開ですから議案の前提となる判決文の一部を少し朗読させていただき、1問目の質疑を行います。お願いいたします。

判決文38ページ、一番下の中ほどにあります。阿久澤元村長や萩原元副村長の指揮の下で行ってきた本件基金から特別会計に対する資金の拠出や本件ソーラーポート新設工事の担当事務やふるさと納税制度に関連する担当事務、平成25年度地域経済循環創造事業に関連する担当事務に関連した部分に係る元課長、中島氏の事務処理の問題について、本件分限処分に向けた調査を指示し、並行して上記の担当事務について刑事告訴の可否の検討などもしていることは認められるところ、これらの経緯に照らせば、真塩村長はどう分限処分をするに当たって阿久澤元村長らの政策の下で行ってきた元課長、中島氏の同事務処理を遵守していることが明らかであり、考慮すべきでない事項を多分に考慮し、かつこれらを重視して判断したものであると言わざるを得ない。

少し飛ばします。下のほうにいきます。

地公法——地方公務員法ですけれども——28条1号、3号に該当することを理由とする分限処分が降任である場合、元課長中島氏を課長から係長に降任し、以後4等級93号級を支給する旨の本件分限処分は、以下、少し省略しまして、下のほうにいきます。その他の元課長中島氏の言動を考慮しても重過ぎるものであり、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものであることは明らかであるというべきであるから、同分限処分をした真塩村長の判断には裁量権の行使を誤った違法があると認められるのは相当である。

5. 19号事件（分限処分取消請求事件）について、以上のとおり、これP40ページですね、以上のとおり本件分限処分は、その裁量権の行使を誤った違法なものであるから、その余点について判断をするまでもなく、取消は免れない。

以上、朗読終わります。

分限処分は真塩村長の裁量権の乱用で違法で、取り消されるべきであります。

これから質疑を行います。

それでは1問目、真塩村長は取り下げた、よく精査したと新聞で公表されていますが、昨年10月7日の臨時議会ですけれども、村長が議会運営委員長の時代に東京高裁への控訴や、負けたら最高裁までやると控訴の議決決定に賛成されていますが、このとき議員としてよく精査されたら東京高裁の弁護士費用などや今回の賠償金などの無駄な税金の支出が少しでも減らせたのではないかと思います、その辺の責任を現村長の南村長はどうおとりになりますか。村の弁護士も同じ方ですね。南村長、自ら給与の減額とかは考えておりますか。

以上です。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 議員時代の質問ということでございますが、執行部になりまして判決文そのものを全部精査して今年度に至って、今年の5月に就任した後、私のほうも一緒になりまして、判決文のほうを精査し、それから職員のほうのその辺のところの実態等も改めて確認して弁護士と相談して今回の判断をさせていただいて、交渉するための予算を今回計上させていただいているわけでございます。

そうした中では、今回これから交渉を進めていくわけで、予算を可決していただいたら交渉が始まるわけですけれども、それ以上でもそれ以下でもないということでコメントさせていただきたいと思っております。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 事の経過をいろいろ精査したんですけれども、前任の真塩村長の職権濫用罪がもしかしたら可能性ですね、今回の裁判の結果を踏まえて問われる可能性がある。これは親告罪ですのであくまでも被告サイドで告訴をするということでなければ成立はしませんけれども、その点も留意して今後の対応、気をつけてやっていってもらいたいとそういうふうに思っています。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員、今の質問ですか。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 意見ということになります。

○議長（生方勇二君） この場は質疑の場です。意見、要望の場ではございません。

齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、そういう指摘もありましたので、質問をつけ加えます。

実質的に先方からのそのようなアクション、先ほど申し上げたような告訴をするというようなアクションに関しては今のところどうなのか、分かる範囲内で結構です。お聞かせください。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、今回の臨時議会につきましては、先ほど副村長が申されたように、議会で予算を議決いただきまして相手方と協議を進めるための予算確保ということでお認めいただきたいというところでございます。齊藤議員のご質問の内容については、今現在特段の動きはございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 分限処分にするには当時の村長、副村長の責任等もあり重いということで、今回はこういうことになりましたけれども、この度合いが重過ぎたので処分を引き下げて考え直すというこれからのお考え等はあるのかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 今回の処分についてこれから交渉していくという形ですけれども、これからの対応につきましては、今回の判決、法令等、あるいは条例、規則等にのっとって適格な対応をさせていただきたいと考えているところです。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） それでは、私の2問目の質疑をさせていただきます。

今回の補正予算、議案参考資料5ページを見てください。参考資料5ページの21節、補償、補填並びに賠償金で、その賠償金の遅延損害金41万6,000円というのがありますが、これは違法な分限処分を元職員に行ったということに対する賠償の一つだと思いますが、これはこの処分を行った真塩村長に請求、すなわちとりあえず村が払っておいて後で求償するということではよろしいでしょうか。これは税金から払うべきものではないですと考えます。判決に真塩村長が裁量権を乱用したと書いてあるわけですから、南村長は精査したから取り下げたという公表をしているわけですから、真塩村長への求償やこの処分の総括をしなければならないと考えますが、いかがですか。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 今回補正予算として計上させていただきました遅延損害金につきましては、給与の遅延となった部分についての算定をした上での遅延損害金ということで計上させていただいており、本件につきましては、村が処分を下したという判断の下に行っております。このため予算については一般会計の予算で計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番早坂です。

非常に法律の問題でいろいろ難しいので、前もって用意した文章をちょっと読まさせていただきます。

前橋地方裁判所判決の主文に村長の判断には裁量権の行使を誤った違法があると認めるのが相当であると書かれております。そして、判決文の結論には、次のように書かれております。19号事件の原告の請求は、理由があるからこれを任用し、15号事件に関わる訴えは不適法であるから却下することとし、主文のとおり判決すると、それで主文39ページには次のように書かれております。被告である真塩前村長に裁量権の行使を誤った違法があると認めるのが相当である。さらに公の立場においては、個人的立場で原告、中島由美子氏に分限処分をしたのであるから、178万円は被告真塩前村長が負担すべきであると思っておりますが、いかがですか。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、先ほど浅見議員にお答えさせていただいたとおり、本件につきましては村が相手ということでございますので、対応としましては村の予算より執行させていただき、予算計上させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私もちょうと今から言うことは調べたんですが、なかなか調べがつかなかったので、そのことについてお聞きをしたいと思います。

分限処分でも何でも村長の立場として行政に関わる何かをしたときであっても、それが個人的な立場での違法行為であるということがはっきりすれば、それは村の責任というよりも村長個人の責任であるという話を聞いております。ですから、私はその根拠を調べましたけれども、調べきりませんでした。だからその点についてそちらのほうで分かっていると思うので、その根拠についてちょっとお話を聞きたいと思っております。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前9時49分休憩

---

午前9時49分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 今回臨時議会でご承認いただきたい予算につきましては、予算を計上する際、先ほどご説明させていただいた本一審の判決内容等につきまして精査した上で、予算の計上につきまして県とも相談をさせていただき、支払っていない期間のものを予算として計上させていただき、お支払いをすると、それに併せて支払い遅延となっていた期間の損害金ということでの利息部分、利子をお支払いするための予算計上ということで、これにつきまして先ほど議員がおっしゃっていた部分の考慮というのは行っておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ということは、考慮を行っていないということは、私はさっき質問したことは分かっているけれども、今回の補正予算では考慮していないということなのか。ともなければ私が先ほど質問したことが執行のほうでも分かっているのか、どちらですか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前9時51分休憩

---

午前9時52分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） お答えの前に2問目のところでお答えさせていただきました考慮は行っていませんという言葉の回答につきましては、取消をお願いいたします。

なお、今回の予算計上につきましては、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、予算の計上につきまして県と協議、また顧問弁護士とも協議をさせていただいた中で予算計上させていただき、今回臨時予算ということで上程をさせていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 3番浅見です。

3問目にいきます。

違法な分限処分をしたわけですから、給料の差額をさかのぼって払えばよいということでないと思うんですよね。人としてどうか、議員、また村を代表する人としてこれはちょっと話が余談になりますが、沖縄県知事が国を相手取って基地の関係でやりました。これは沖縄県民がみんな総意です。前榛東村長がこの分限処分をやったことに対して村の人たちはどう思っているのでしょうか。これは村のためにやっていることなのか。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、質問を端的にお願いします。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） これは却下いたします。人としてどうか、村ですけれども、しんとう広報や議会だよりに記載して村民の皆さんへのご報告や当事者への謝罪などを記載する必要があると考えますが、村長はいかがお考えですか。

以上です。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 繰り返しになりますが、今回の補正予算につきましては、これから一審の判決を受けてこれから交渉を含めて対応を協議させていただく中のスタートラインということで対応させていただくわけでございます。先ほど齊藤議員からの話もありましたが、村としての対応につきましては、弁護士等と相談しながら詰めさせていただきますので、今回予算を通していただくということを旨に今後の対応、村の今の質問の中の姿勢についての答弁については、控えさせていただきたいと思います。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第53号につきましては、委員会付託を省略いたします。討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番早坂です。

先ほども言いましたが、今回の分限処分には裁判所の主文にも書いてありますけれども、真塩前村長の裁量権の行使を誤った違法があると書かれているわけですから、このことにおいて村民の皆さんの貴重な村税を使うのは私はおかしいと思います。ですから、この費用については真塩前村長にきちっと請求というんですか、するべきものと考えますので、この議案には反対をいたします。

○議長（生方勇二君） 賛成討論ございませんか。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） いろいろな方の質疑をお聞かせいただいた上で、賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろな方からお聞きしたところで裁量権を誤った違法性や個人的なところもお聞きしましたが、公平委員会からの始まったの村が相手の裁判でありますので、村がそれに対応するというところで、群馬県とも相談していただいた上で予算計上いただいているということで、正しい進行だと私は思っています。

また、この予算が通らなければその後の交渉、このための予算ということで、協議をするスタートラインも立てないということで、必要な予算であると同った上で賛成させていただきます。

○議長（生方勇二君） ほかに討論ございますか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 私のほうは賛成ではございません。あくまでも村が村として起こしたことで、裁判所は違法だと認めています、前村長に。違法ということを認めているということは正しいことではないことですから、これは個人に請求するべきものだと思っております。早坂議員がおっしゃいましたけれども、重なりますけれども、村の貴重な税金を使って弁護士費用等を払ったり、そういったことをするというのは普通に考えても私もおかしいとこの前言いましたけれども、私も裁判官の言うとおりでと思っていますので、やはり反対意見です。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第53号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すること

に賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（生方勇二君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第4回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 波 多 野 佐 和 子

榛東村議会議員 小 板 橋 尚